

千葉県重度の強度行動障害加算事業補助金の手引き（事業者用）

令和7年9月22日
千葉県障害福祉事業課

1 制度概要

■概要①加配人件費について

原則、従来の常勤の生活支援員1名加配（手厚い支援など）に対して補助を行う。また、常勤換算0.6名など、加配が1名分に満たない場合であっても、利用者への特性に合わせた支援ができると認められる場合には、常勤換算分の人件費補助を行う。さらに、対象者の支援に必要な複数の支援員への危険手当などについても補助を行う。

■概要②対象者の支援に係る追加的経費について

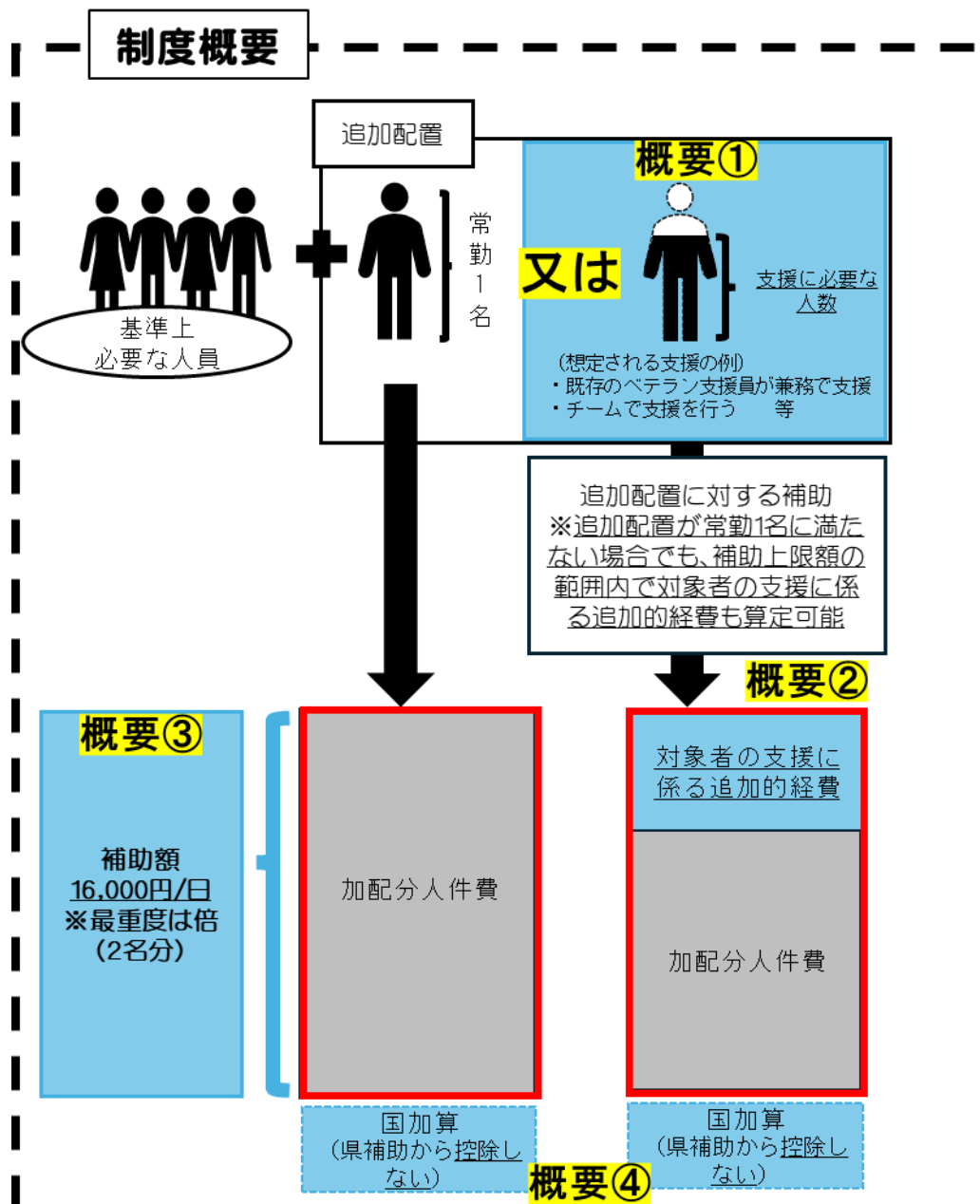
人件費に加えて、備品購入費や修繕費など「対象者の支援に係る追加的経費」も補助上限額（重度16,000円、最重度32,000円）の範囲内で算定可能とする。

■概要③補助金額について

日額単価を重度16,000円、最重度32,000円に引き上げる。

■概要④国の加算分について

国の重度障害者支援加算は控除しない。



対象	補助単価	支援員 加配	補助期間	実施 主体	財政負担 割合	補足
① 重度 強度行動 障害者	16,000 円/日	1 名 利用者への支 援の質が担保 できる場合は この限りでは ない	3 年間 〔3 年ごとに行動 関連項目、支援 度関連項目のチ ェックを行い、 18 点以上の場合 はさらに 3 年間 継続。〕	援護 市町村	千葉県 1 / 2 援護市町村 1 / 2	対象者の受 入れに係る 追加的経費 も算定可能
① 最重度 強度行動 障害者	32,000 円/日	2 名 利用者への支 援の質が担保 できる場合は この限りでは ない				

2 受入れ先及び補助金支出の妥当性に係る対応方針

(1) 補助対象経費の条件等

①加配人件費 ―給料や賞与など

【条件】

対象者の支援のために追加で発生する人件費を対象とし、対象者の支援員として配置されている者（複数の支援員を含む）に係る経費とする。

- ・給料や賞与
- ・危険手当（施設内での強行対応チーム職員の確保やモチベーション維持のために対応職員に支給）
- ・時間外手当・休日出勤手当・夜勤手当（例：突如対象者が暴れ休日に応援が発生／通院同行先で他者に危害を加え相手方への謝罪や警察対応で時間外発生／精神薬の服薬量が多く昼夜逆転の対象者に夜間の食事・排せつを支援するなど手薄な夜間体制確保に係る経費）
- ・中心的支援員手当（強行を含む支援チームの中心、不測の事態の際の対応指揮を担う人材への手当。ベテラン職員や有資格者を想定） 等

②追加的経費

(ア) 対象者の受入に伴うその他実費 ―備品購入費や修繕費など

【条件】

対象者の受入に伴い、支援に新たに必要となる備品や、受入れ後に壊された備品の再購入費用を対象とする。また、対象者が障害特性により破壊などした箇所についての現状回復のための修繕に係る経費とする。

なお修繕費については、対象者がドアを壊したなど、受入れ後に発生した修繕費を補助対象とする。受入れ前に、受け入れるために強固なドアにするなど、対象者の特性に合わせた改修や修繕費は、重度強行の施設整備補助があるため、補助対象外とする。

補助基準単価の上限は、個数や回数に関わらず重度・最重度に関わらず1名あたり年度毎に計100万円とする。

- ・対象者により壊された備品の再購入・修繕（現状回復費用）
- ※利用者が加入する保険があるが限度額や回数があり保険が出ない場合もあるためカバーするもの。（壁やドア、テレビ、エアコン、コンセント、便器、消防器具の破壊、トイレを詰まらせ浄化槽が故障した際の修理等）

- ・支援を実現させるための備品購入費（個別空間を確保するパーテーションや椅子等）

（イ）対象者に対する個別支援のための経費 — 研修費など

【条件】

対象者に対する個別支援のために、対象者の支援員として配置されている者又は予定の者が参加する講習や研修などの受講に係る経費とする。

- ・強行対応人材育成費（重度強行支援に資する研修（講習）参加費）など

3 算出方法等

（例１）○重度の強度行動障害のある方を365日支援
○対象者の支援にあたる職員の人件費 6,000,000円

- ① 補助基準額の上限額を算出する。
（重度） $16,000円 \times 365日 = 5,840,000円$
- ② 対象者の支援にあたる職員の人件費を計上する。
対象者の支援にあたる職員の人件費6,000,000円が①で算出した金額5,840,000円を上回っているため、5,840,000円が補助基準額小計となる。

⇒補助基準額は5,840,000円

（例２）○重度の強度行動障害のある方を365日支援
（１）対象者の支援にあたる職員の人件費 4,620,000円
（２）対象者の支援に係る追加的経費
・備品購入費500,000円及び修繕費1,000,000円 計1,500,000円
・研修費 300,000円

- ① 補助基準額の上限額を算出する。
（重度） $16,000円 \times 365日 = 5,840,000円$
- ② 対象者の支援にあたる職員の人件費を計上する。
対象者の支援にあたる職員の人件費4,620,000円が①で算出した金額5,840,000円を下回っているため、4,620,000円が補助基準額小計となる。
- ③ 対象者の支援に係る追加的経費（備品購入費や修繕費）を計上する。
備品購入費及び修繕費1,500,000円と、補助基準額の上限額（①）から対象者の支援にあたる職員の人件費（②）を差し引いた金額1,220,000円と、対象者の支援に係る追加的経費（備品購入費や修繕費）の上限額1,000,000円を比較し、一番少ない額1,000,000円が補助基準額小計となる。
- ④ 対象者の支援に係る追加的経費（研修費等）を計上する。
研修費300,000円と、補助基準額の上限額（①）から②と③の補助基準額小計の合計を差し引いた金額220,000円を比較し、少ない方の額220,000円が補助基準額小計となる。

⇒補助基準額は5,840,000円（②+③+④）